

【表紙】

| | |
|------------|-------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成30年12月13日提出 |
| 【計算期間】 | 第6期(自 平成30年3月20日至 平成30年9月18日) |
| 【ファンド名】 | Jリート・アジアミックス・オープン(年2回決算型) |
| 【発行者名】 | 三井住友アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 松下 隆史 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区愛宕二丁目5番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 土田 雅央 |
| 【連絡場所】 | 東京都港区愛宕二丁目5番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5405-0740 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、Jリート・アジアミックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、日本を含むアジア・オセアニア各国・地域に上場している不動産投資信託（リート）に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

不動産投資信託（リート）（以下「リート」といいます。）とは、投資信託財産または投資法人の財産の総額の2分の1を超える額を、不動産等（不動産、不動産の貸借権、地上権等をいい、一般社団法人投資信託協会規則で定めるものをいいます。以下同じ。）および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等（資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする優先出資証券、特定目的信託の受益証券等であって一般社団法人投資信託協会規則に定めるものをいいます。）に投資することを目的とする投資信託の受益証券および投資法人の投資証券をいい、海外における同様の資産で、金融商品取引法上の外国投資信託の受益証券または外国投資証券を含みます。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ)当ファンドが該当する商品分類

| 項目 | 該当する商品分類 | 内容 |
|-------------------|----------|--|
| 単位型・追加型 | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 内外 | 目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 (収益の源泉) | 不動産投信 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

(ロ)当ファンドが該当する属性区分

| 項目 | 該当する属性区分 | 内容 |
|--------|----------------------|--|
| 投資対象資産 | その他資産（投資信託証券（不動産投信）） | 目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は不動産投信であり、ファンドの収益は不動産投信市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「不動産投信」となります。 |
| 決算頻度 | 年2回 | 目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 |

| | | |
|--------|--------------|---|
| 投資対象地域 | 日本、アジア、オセアニア | 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本、日本を除くアジア、オセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| 為替ヘッジ | 為替ヘッジなし | 目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |

マザーファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ（投資信託証券への投資を目的とする投資信託）の投資形態で行うため、当ファンドとマザーファンドを一体とみなした場合、ファンド・オブ・ファンズの性質を有します。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| 追加型 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|----------------|------------|-------------|--------------|-------|
| 株式 | 年1回 | グローバル | | |
| 一般 | | | | |
| 大型株 | 年2回 | 日本 | | |
| 中小型株 | 年4回 | 北米 | | |
| 債券 | | | | |
| 一般 | 年6回(隔月) | 欧州 | ファミリーファンド | あり |
| 公債 | | | | |
| 社債 | 年12回(毎月) | アジア | | |
| その他債券 | | | | |
| クレジット属性 () | 日々 | オセアニア | | |
| 不動産投信 | その他 () | 中南米 アフリカ | ファンド・オブ・ファンズ | なし |
| その他資産 | | | | |

| | | | |
|---|------------------------------|--|--|
| <p>(投資信託証券(不動産投信))</p> <p>資産複合 ()</p> <p>資産配分固定型 資産配分変更型</p> | <p>中近東(中東)</p> <p>エマージング</p> | | |
|---|------------------------------|--|--|

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年1月29日 信託契約締結、設定、運用開始。

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

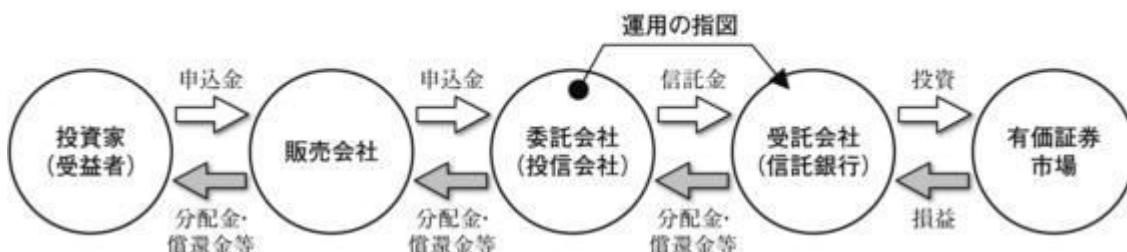
(ロ) 受託会社 「三菱UFJ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受け付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（2018年9月28日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント
 株式会社へ商号変更
 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信
 株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら
 投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式
 会社に商号変更
 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

(ハ) 大株主の状況

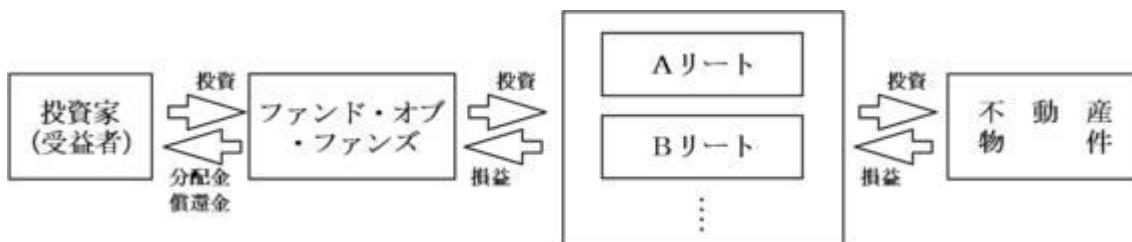
(2018年11月1日現在)

| 名称 | 住所 | 所有 株式数 | 比率 (%) |
|-------------------------|-------------------------|------------|-----------|
| 株式会社三井住友フィナンシャル グループ | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2 号 | 10,584,000 | 60.0 |
| 住友生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番 35号 | 3,528,000 | 20.0 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目9 番地 | 3,528,000 | 20.0 |

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。マザーファンドの主要投資対象であるリートは、不動産投資信託であり、当ファンドとマザーファンドを一体とみなした場合、当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ」に該当します。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含むアジア・オセアニア各国・地域に上場している不動産投資信託（リート）に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、日本を含むアジア・オセアニア各国・地域に上場している不動産投資信託（リート）に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指し

て運用を行います。

- (口) 個別銘柄の選択にあたっては、収益の成長性に加え、配当利回り等のバリュエーションに着目した運用を行います。また、各国・地域への投資配分比率は、市場規模、流動性、市場見通し等を総合的に勘案し決定します。
- (ハ) 不動産投資信託（リート）の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (二) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色



1 日本を含むアジア・オセアニア各国・地域の不動産投資信託（リート）に投資します。

- ファミリーファンド方式を採用し、「Jリート・アジアミックス・マザーファンド」の組入れを通じて実際の運用を行います。

2 リートの銘柄選択にあたっては、収益の成長性に加え、配当利回り等のバリュエーションに着目した運用を行います。

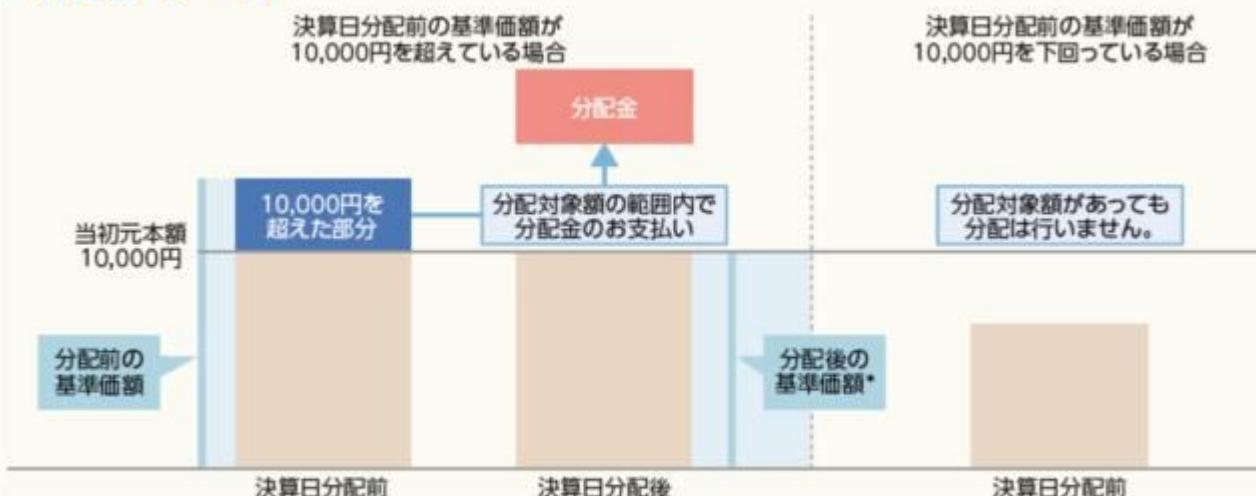
各国・地域への投資配分比率は、市場規模、流動性、市場見通し等を総合的に勘案し決定します。

3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4 年2回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

- 原則として毎年3月と9月の17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
- 原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円（10,000口当たり）を超えている場合には、当該超えてる部分について、分配対象額の範囲内で、分配を行います。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶ 分配のイメージ



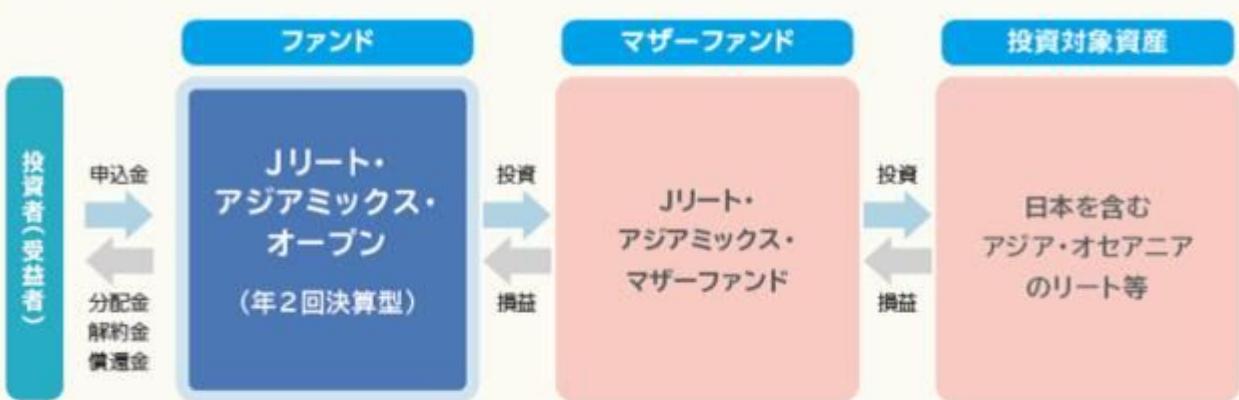
*分配後の基準価額が必ずしも10,000円になるとは限りません。

*上記はイメージであり将来の分配およびその金額について保証するものではありません。また分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

*資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



リートのしくみ

■上場しているリートは、取引所で売買できるため、不動産に直接投資する場合と比べて、少額から投資可能で換金も容易です。

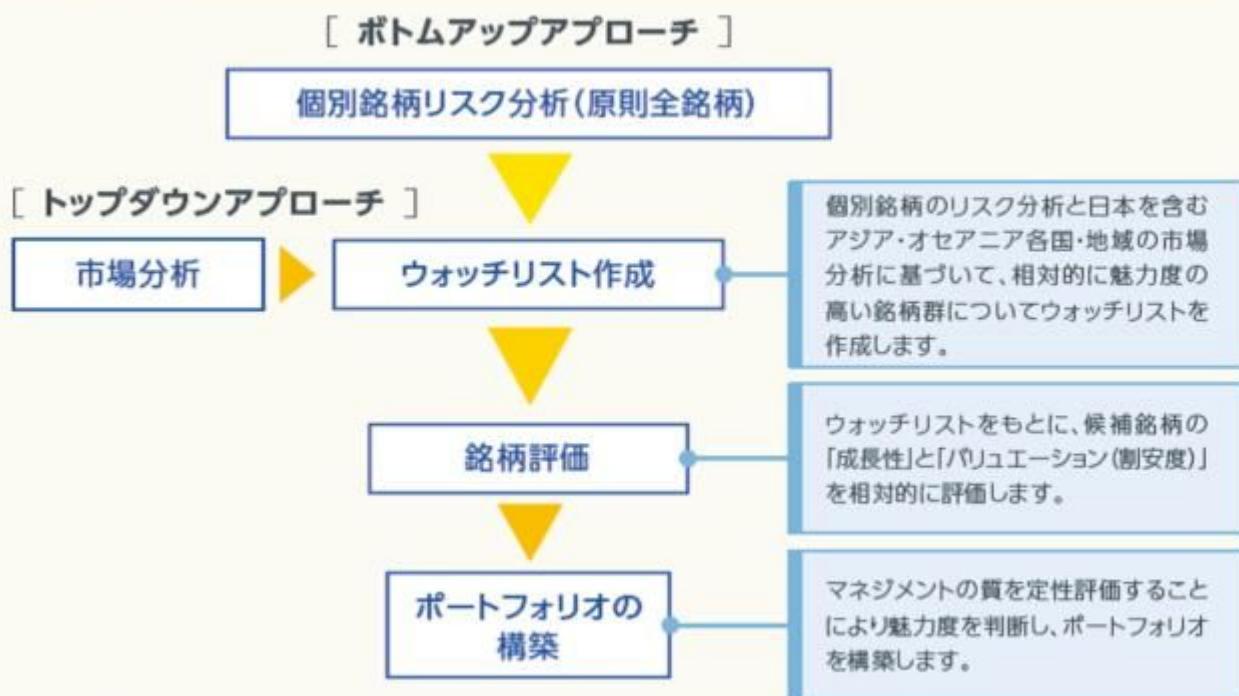
■配当可能利益のほとんどを配当する等の要件を満たすことで実質的に法人税が免除されるなど、税制面での優遇措置のある国も多いため、株式に投資する場合と比べて相対的に高い配当利回りが期待できます。



リートとは

不動産投資信託のこと。英語のReal Estate Investment Trustの頭文字をつなげて「REIT(リート)」と呼ばれています。多くの投資者から資金を集めて不動産に投資し、主にその賃料を基にした利益に応じて配当金を支払うしくみの商品です。

運用プロセス



※上記の運用プロセスは2018年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

“Jリート・アジアミックス・オープン”的魅力

▶成長期待が高い、アジア・オセアニアのリート市場に分散投資



リート投資の魅力

- リートの配当原資は不動産の賃料などとなっていることから、比較的安定した配当が期待できます。
- リートは株式に比べて利益に対する配当金の割合が高くなっています。
- リートは取引所で売買ができるため、比較的流動性が高く、換金性に優れています。
- リートは様々な用途(セクター)の複数の不動産物件への分散投資が可能です。



Jリートの魅力

- 魅力的な配当利回り水準
国債などの金融資産に比べて利回りが高いことが魅力となっています。
- 日本の不動産市場の成長期待

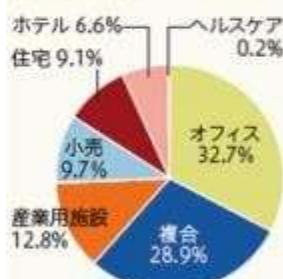


アジア・オセアニアリートの魅力

- 魅力的な配当利回り水準
主要各国・地域の中でも、相対的に高い配当利回りが期待できます。
- 健全な財務体質
- 今後も力強い経済成長が期待されるアジア・オセアニアの不動産需要の拡大・取引活発化の期待

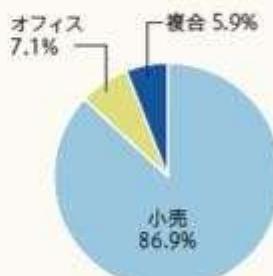
アジア・オセアニアの4大リート市場の主な特徴

● 日本のリート市場



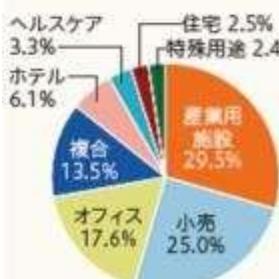
■オフィスビルに投資するリートの割合が多いことから、景気との連動性が高い傾向にあります。

★ 香港のリート市場



■商業施設などに投資するリートの割合が多く、中国を中心とした各国からの旅行者による消費の拡大がリート市場にとって追い風です。

◎ シンガポールのリート市場



■リート各社は、国内だけではなく、アジアを中心に海外不動産への投資を積極化し、収益の多様化を図っています。

◆ オーストラリアのリート市場



■リート市場の歴史は古く、世界の中でも流動性の高い市場のひとつです。

(注1)データは2018年9月末現在。円グラフは四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
(注2)各国・地域のリートのセクターは、S&P REIT指数の分類です。

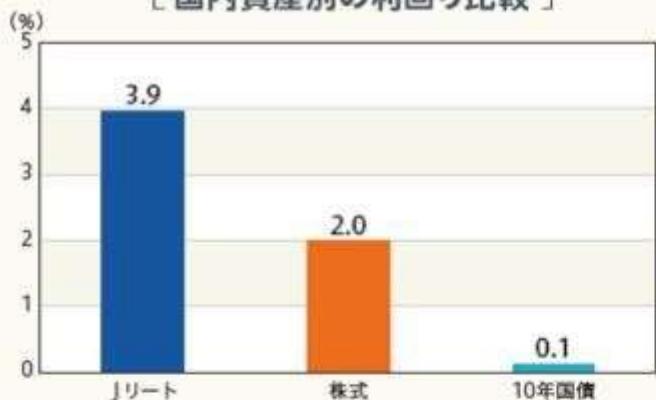
(出所)FactSetのデータを基に委託会社作成

*グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

配当利回りと成長期待が魅力のJリート市場

▶ 魅力的な配当利回り

[国内資産別の利回り比較]



- Jリートは、国内の株式や国債などの金融資産に比べて、配当利回りが高いことが魅力となっています。

(注1)データは2018年9月末現在。

(注2)Jリートは東証REIT指数の配当利回り、株式は東証株価指数(TOPIX)の配当利回りを使用。
(出所)Bloombergのデータを基に委託会社作成

▶ 成長が期待されるJリート市場

[東証REIT指数と時価総額の推移]



- Jリート市場は時価総額で米国に次ぐ世界第2位の市場規模となっています。

- 過去約10年間で時価総額は約2.9倍、上場銘柄数は約1.5倍となっており、今後も市場拡大に伴う、収益機会の拡大が期待されます。

(注1)データは2008年3月末～2018年9月末。

(注2)東証REIT指数および東証REIT指数(配当込み)は2008年3月末を100として指数化。
(出所)Bloombergのデータを基に委託会社作成

▶ 安定的なJリートの配当金

[東証REIT指数と1口当たり配当金の推移]



- 一般に、不動産の賃料上昇や不動産の売却益は配当金の増加要因となります。

- Jリートの1口当たり配当金は中長期で安定的に推移しており、足元では増加傾向にあります。

(注1)データは2008年3月末～2018年9月末。

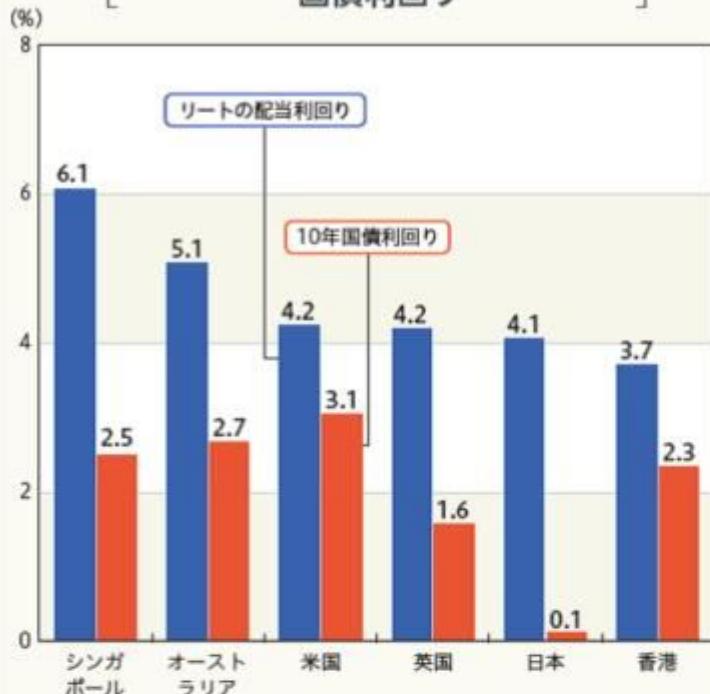
(注2)1口当たり配当金は東証REIT指数の1口当たり実績配当金の直近12ヵ月合計を使用。
(出所)Bloombergのデータを基に委託会社作成

*グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

高い配当利回りと財務健全性が魅力のアジア・オセアニアリート市場

▶ アジア・オセアニアリートの魅力的な利回り水準

[各国・地域のリートの配当利回りと
国債利回り]

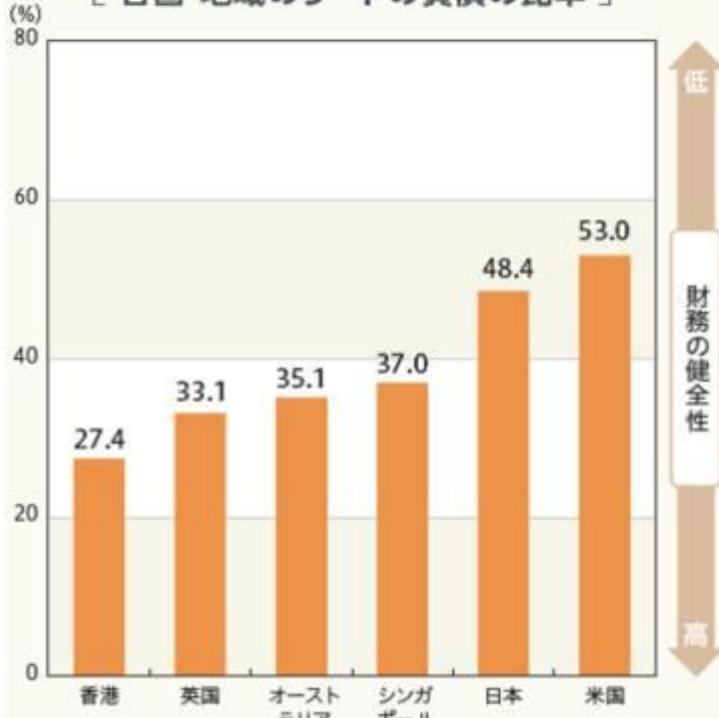


■アジア・オセアニアリートの配当利回りは、世界的にみて相対的に魅力的な水準となっています。また、国債の利回りと比較しても、配当利回りは魅力的な水準にあります。

(注1)データは2018年9月末現在。
(注2)配当利回りはS&P REIT指数の各国・地域の配当利回り。
(出所)FactSetのデータを基に委託会社作成

▶ 財務の健全性が相対的に高いアジア・オセアニアリート

[各国・地域のリートの負債の比率]



■香港やオーストラリア、シンガポールのリートの負債の比率は日米と比べて相対的に低い水準にあり、財務健全性が高いと言えます。

負債の比率とは
総資産に対して負債がどの程度あるか
を示す比率

(注1)データは2018年9月末現在。
(注2)負債の比率はS&P REIT指数採用銘柄を対象に算出。
(出所)Bloombergのデータを基に委託会社作成

*グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

アジア・オセアニアリート市場の動向

〔アジア・オセアニアリート指数と配当利回りの推移〕



■アジア・オセアニアリートの価格が上昇する中、高水準の配当成長を背景に、リートの配当利回りの低下は限定的となっています。

(注1)データは2008年3月末～2018年9月末。リート指数は2008年3月末を100として指指数化。

(注2)S&PアジアパシフィックREIT指数(除く日本)(現地通貨ベース、トータルリターン)を使用。

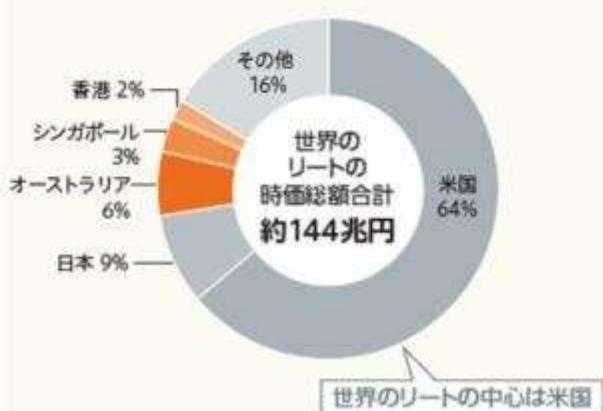
(出所)FactSetのデータを基に委託会社作成

アジア・オセアニアリート市場の拡大

▶拡大余地が大きいアジア・オセアニアリート市場

■アジア・オセアニアリートの市場規模は、世界のリート市場の中ではまだ小さいものの、経済成長に伴う賃料の上昇期待や不動産開発の増加が見込まれることなどから、拡大余地が大きいと考えられます。

〔世界のリート市場のシェア〕



(注1)データは2018年9月末現在。

(注2)S&P REIT指数(円ベース)における時価総額。

(注3)円グラフは四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

(出所)FactSetのデータを基に委託会社作成

■アジア・オセアニアのリート各社は自国の物件だけでなく、他のアジア・オセアニアの国・地域の物件にも投資を行っており、地域全体の成長を取り込んでいます。

〔アジア・オセアニアのリート各社が物件を保有する国・地域の例〕



*グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

【ご参考】アジア各国・地域の通貨

■アジア各国・地域の為替政策については、自国通貨の安定を目的に、複数の外国通貨への連動を目指す通貨バスケット制や固定相場制の一種であるカレンシーボード制などの為替制度を採用するケースがあります。



*グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

八 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（3）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

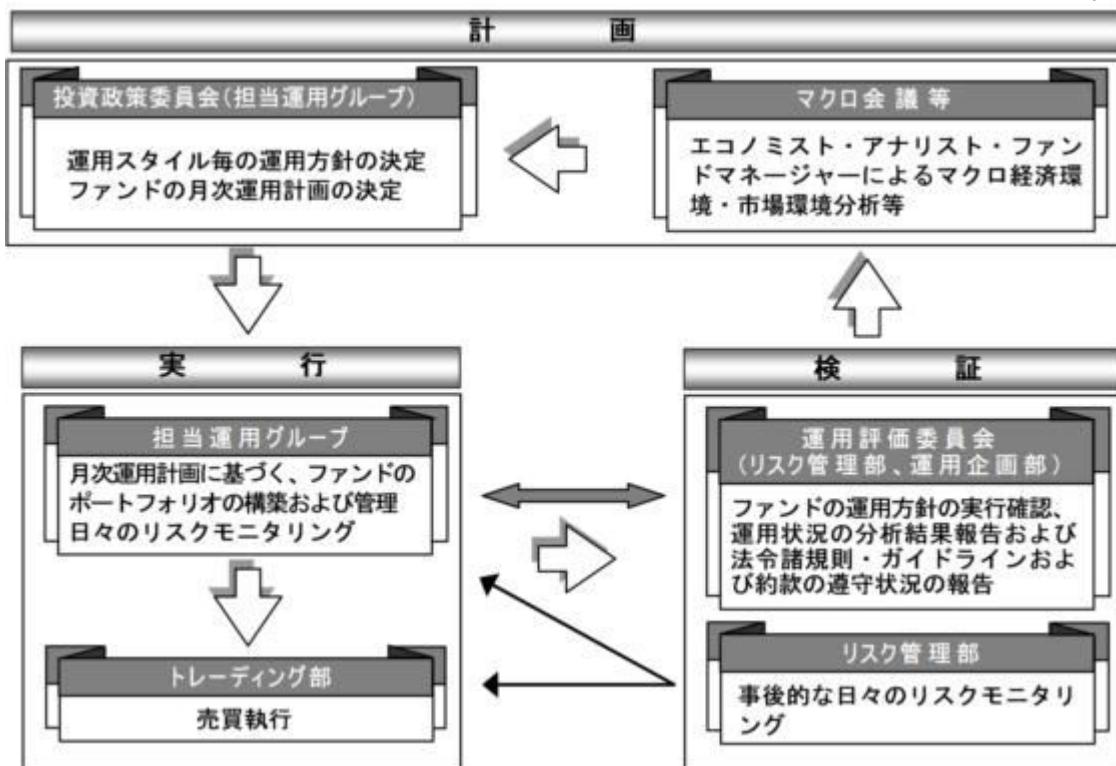
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

〔ファンドの運用体制〕



リスク管理部は11名程度、運用企画部は10名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

- 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めていきます。

（4）【分配方針】

年2回（原則として毎年3月および9月の17日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円（10,000口当たり）を超える場合、当該超えている部分について、分配対象額の範囲内で分配を行います。

（分配後の基準価額が必ずしも10,000円になるとは限りません。また、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。）

（5）【投資制限】

- ファンドの信託約款に基づく投資制限
- イ リートへの実質投資割合には、制限を設けません。
実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組

入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ハ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポート・ジャーラックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 二 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポート・ジャーラ、債券等エクスポート・ジャーラおよびデリバティブ等エクスポート・ジャーラの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ホ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ヘ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ト 外国為替予約取引の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の対円での為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- チ 資金の借入れ
 - （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：Jリート・アジアミックス・マザーファンドの投資方針等）

（1）投資方針等

イ 基本方針

主として、日本を含むアジア・オセアニア各国・地域に上場している不動産投資信託（リート）に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主として、日本を含むアジア・オセアニア各国・地域に上場している不動産投資信託（リート）に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）個別銘柄の選択にあたっては、収益の成長性に加え、配当利回り等のバリュエーションに着目した運用を行います。各国・地域への投資配分比率は、市場規模、流動性、市場見通し等を総合的に勘案し決定します。

（ハ）不動産投資信託（リート）の組入比率は、原則として高位を保ちます。

（二）組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針（2）投資対象イ投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針（2）投資対象ロ投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第5号）に同じです。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針（2）投資対象ハ投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）リートへの投資割合には、制限を設けません。

（ロ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（ハ）投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポートジャーガルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（二）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャーや、債券等エクスポートジャーやおよびデリバティブ等エクスポートジャーやの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなっ

た場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ホ) 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

3 【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に内外の不動産投資信託（リート）を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れたリートの値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ハ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ホ）市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、海外の取引所によっては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置がとられることがあります、そのような場合には一般社団法人投資信託協会規則もしくは委託会社の社内ルールに従つて、当該有価証券の評価を行います。

(ヘ) ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(ト) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンデの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

(チ) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

□ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部およびコンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

(参考情報)投資リスクの定量的比較

[ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移]

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



*年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

*分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

[ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較]

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



*ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指標

| | |
|--------|---|
| 日本 株 | TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指標で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。 |
| 先進国 株 | MSCIコクサイインデックス(グローバル配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指標で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。 |
| 新興国 株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グローバル配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指標で、新興国の株式を対象としています。 |
| 日本 国 債 | NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指標で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。 |
| 先進国 債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指標で、日本を除く世界の主要国債を対象としています。 |
| 新興国 債 | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指標で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。 |

*海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

*上記各指標に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指標の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 申込口数）に、2.7%（税抜き2.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | 電話番号 | インターネット・ホームページ・アドレス |
|--------------------|--------------|---|
| 三井住友アセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | http://www.smam-jp.com |

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年1.5768%（税抜き1.46%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします（投資対象とするリートにおいても、運用報酬等の負担があります。）。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分（税抜き）>

| 支払先 | 料率 | 役務の内容 |
|------|--------|---|
| 委託会社 | 年0.7% | ファンド運用の指図等の対価 |
| 販売会社 | 年0.7% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| 受託会社 | 年0.06% | ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00756%（税抜き0.007%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担する

こととなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

リートを実質的な主要投資対象とする当ファンドでは、株式と同様に取引所等の市場で売買される多数の銘柄のリートの中から、信託約款上の選定基準に従って適宜組入銘柄を選定して分散投資を行い、また売却を行いますので、組み入れるリートの銘柄や構成比は流動的となります。リートの多くは法人形態をとっており、その費用には、運用者等に支払う費用以外に、一般の会社と同じように多種多様なものがあり、また、国・地域によっては、開示する項目の基準が異なります。したがって、委託会社において、当ファンドが実質的に組み入れる様々なリートの費用等を網羅的に調査し、当ファンドへの投資等のための参考になるような情報として、その上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)にかかる手数料等および他の投資信託(ファンド)の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

(ハ) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ 収益分配金の課税について

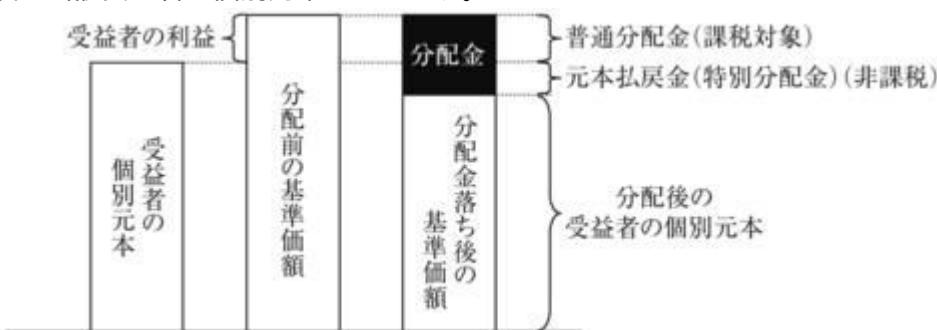
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部

分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記 の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2018年9月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

Ｊリート・アジアミックス・オープン（年2回決算型）

2018年 9月28日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|------|-------------|-------------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 64,761,470 | 100.02 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 11,889 | 0.02 |
| 合計(純資産総額) | | 64,749,581 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

Ｊリート・アジアミックス・オープン（年2回決算型）

イ 主要投資銘柄

2018年 9月28日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|-----------|----------------------|------------|-------------|-------------|------------------|------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | Ｊリート・アジアミックス・マザーファンド | 38,714,413 | 1.6516 | 63,943,543 | 1.6728 | 64,761,470 | 100.02 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別の投資比率

2018年 9月28日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.02 |
| 合計 | 100.02 |

【投資不動産物件】

Ｊリート・アジアミックス・オープン（年2回決算型）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なものの】

Jリート・アジアミックス・オープン（年2回決算型）

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

Jリート・アジアミックス・オープン（年2回決算型）

| 年月日 | 純資産総額 (円) | | 1万口当たりの 純資産額(円) | |
|-------------------|--------------|-------------|--------------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1期 (2016年 3月17日) | 48,718,516 | 52,332,998 | 10,001 | 10,743 |
| 第2期 (2016年 9月20日) | 188,498,206 | 188,498,206 | 9,816 | 9,816 |
| 第3期 (2017年 3月17日) | 116,761,390 | 121,571,438 | 10,001 | 10,413 |
| 第4期 (2017年 9月19日) | 79,886,400 | 81,683,663 | 10,001 | 10,226 |
| 第5期 (2018年 3月19日) | 66,270,968 | 67,828,252 | 10,001 | 10,236 |
| 第6期 (2018年 9月18日) | 61,964,299 | 67,008,152 | 10,000 | 10,814 |
| 2017年 9月末日 | 75,655,529 | | 9,924 | |
| 10月末日 | 74,974,104 | | 10,044 | |
| 11月末日 | 77,263,745 | | 10,417 | |
| 12月末日 | 80,281,593 | | 10,629 | |
| 2018年 1月末日 | 69,088,792 | | 10,655 | |
| 2月末日 | 69,222,514 | | 10,298 | |
| 3月末日 | 67,448,257 | | 10,023 | |
| 4月末日 | 65,518,260 | | 10,256 | |
| 5月末日 | 70,799,399 | | 10,326 | |
| 6月末日 | 68,489,970 | | 10,459 | |
| 7月末日 | 69,763,502 | | 10,753 | |
| 8月末日 | 70,147,802 | | 10,805 | |
| 9月末日 | 64,749,581 | | 10,123 | |

【分配の推移】

Jリート・アジアミックス・オープン（年2回決算型）

| | | |
|--|------|--------------|
| | 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|--|------|--------------|

| | | |
|-----|-------------------------|-----|
| 第1期 | 2016年 1月29日～2016年 3月17日 | 742 |
| 第2期 | 2016年 3月18日～2016年 9月20日 | 0 |
| 第3期 | 2016年 9月21日～2017年 3月17日 | 412 |
| 第4期 | 2017年 3月18日～2017年 9月19日 | 225 |
| 第5期 | 2017年 9月20日～2018年 3月19日 | 235 |
| 第6期 | 2018年 3月20日～2018年 9月18日 | 814 |

【収益率の推移】

Ｊリート・アジアミックス・オープン（年2回決算型）

| | 収益率(%) |
|-----|--------|
| 第1期 | 7.4 |
| 第2期 | 1.8 |
| 第3期 | 6.1 |
| 第4期 | 2.2 |
| 第5期 | 2.3 |
| 第6期 | 8.1 |

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをおいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

Ｊリート・アジアミックス・オープン（年2回決算型）

| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|-----|-------------|------------|
| 第1期 | 48,712,702 | 0 |
| 第2期 | 145,177,210 | 1,859,340 |
| 第3期 | 12,775,816 | 88,057,639 |
| 第4期 | 2,003,145 | 38,873,510 |
| 第5期 | 12,533,309 | 26,144,276 |
| 第6期 | 12,664,901 | 16,968,514 |

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

Ｊリート・アジアミックス・マザーファンド

2018年 9月28日現在

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|---------|---------------|---------------|
| 投資証券 | 日本 | 2,650,800,600 | 50.52 |
| | オーストラリア | 926,052,434 | 17.65 |
| | シンガポール | 895,378,074 | 17.06 |
| | 香港 | 456,329,180 | 8.70 |
| | タイ | 36,182,835 | 0.69 |
| | マレーシア | 4,628,910 | 0.09 |
| 小計 | | 4,969,372,033 | 94.71 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 277,519,845 | 5.29 |
| 合計(純資産総額) | | 5,246,891,878 | 100.00 |

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

Jリート・アジアミックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2018年 9月28日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|---------|------|---------------------------------------|-----------|-------------|-------------|------------------|-------------|-------------------|
| 香港 | 投資証券 | LINK REIT | 410,000 | 1,101.36 | 451,559,019 | 1,112.99 | 456,329,180 | 8.70 |
| オーストラリア | 投資証券 | GOODMAN GROUP | 329,500 | 880.93 | 290,266,914 | 851.03 | 280,415,044 | 5.34 |
| オーストラリア | 投資証券 | SCENTRE GROUP | 656,000 | 340.41 | 223,310,797 | 327.32 | 214,721,920 | 4.09 |
| 日本 | 投資証券 | ケネディクス・オフィス投資法人 | 277 | 708,000 | 196,116,000 | 725,000 | 200,825,000 | 3.83 |
| シンガポール | 投資証券 | ASCENDAS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST | 875,312 | 215.81 | 188,902,523 | 214.99 | 188,188,491 | 3.59 |
| 日本 | 投資証券 | ジャパンリアルエステイト投資法人 | 315 | 586,296.75 | 184,683,477 | 596,000 | 187,740,000 | 3.58 |
| 日本 | 投資証券 | 日本ビルファンド投資法人 | 284 | 645,000 | 183,180,000 | 657,000 | 186,588,000 | 3.56 |
| 日本 | 投資証券 | 日本リテールファンド投資法人 | 869 | 206,291.11 | 179,266,983 | 206,100 | 179,100,900 | 3.41 |
| シンガポール | 投資証券 | KEPPEL REIT | 1,692,000 | 97.98 | 165,782,683 | 98.78 | 167,138,975 | 3.19 |
| シンガポール | 投資証券 | MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST | 929,000 | 166.00 | 154,221,739 | 165.18 | 153,461,417 | 2.92 |
| 日本 | 投資証券 | 積水ハウス・リート投資法人 | 2,109 | 71,593.31 | 150,990,302 | 71,900 | 151,637,100 | 2.89 |
| 日本 | 投資証券 | グローバル・ワン不動産投資法人 | 1,245 | 116,000 | 144,420,000 | 116,900 | 145,540,500 | 2.77 |
| オーストラリア | 投資証券 | VICINITY CENTRES | 665,000 | 223.39 | 148,558,273 | 215.21 | 143,116,578 | 2.73 |
| 日本 | 投資証券 | アクティビア・プロパティーズ投資法人 | 286 | 494,633.93 | 141,465,305 | 492,000 | 140,712,000 | 2.68 |
| 日本 | 投資証券 | 野村不動産マスターファンド投資法人 | 874 | 153,077.7 | 133,789,910 | 155,200 | 135,644,800 | 2.59 |
| 日本 | 投資証券 | G L P投資法人 | 1,179 | 109,900 | 129,572,100 | 110,500 | 130,279,500 | 2.48 |
| 日本 | 投資証券 | 大和ハウスリート投資法人 | 497 | 254,052.22 | 126,263,954 | 259,900 | 129,170,300 | 2.46 |
| 日本 | 投資証券 | 日本賃貸住宅投資法人 | 1,436 | 90,089.86 | 129,369,051 | 89,800 | 128,952,800 | 2.46 |
| 日本 | 投資証券 | アドバンス・レジデンス投資法人 | 416 | 285,400 | 118,726,400 | 290,200 | 120,723,200 | 2.30 |

| | | | | | | | | |
|---------|------|---------------------------------------|-----------|------------|-------------|---------|-------------|------|
| 日本 | 投資証券 | 日本プライムリアルティ投資法人 | 298 | 405,000 | 120,690,000 | 405,000 | 120,690,000 | 2.30 |
| 日本 | 投資証券 | ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 | 680 | 174,500 | 118,660,000 | 173,900 | 118,252,000 | 2.25 |
| 日本 | 投資証券 | ジャパン・ホテル・リート投資法人 | 1,407 | 83,658.23 | 117,707,131 | 82,700 | 116,358,900 | 2.22 |
| シンガポール | 投資証券 | SUNTEC REIT | 730,000 | 154.37 | 112,697,133 | 158.54 | 115,740,843 | 2.21 |
| オーストラリア | 投資証券 | DEXUS | 131,100 | 884.50 | 115,958,056 | 862.48 | 113,072,203 | 2.16 |
| 日本 | 投資証券 | 大和証券オフィス投資法人 | 164 | 682,991.3 | 112,010,574 | 685,000 | 112,340,000 | 2.14 |
| シンガポール | 投資証券 | MAPLETREE NORTH ASIA COMMERCIAL TRUST | 1,197,000 | 94.64 | 113,291,955 | 93.80 | 112,280,156 | 2.14 |
| オーストラリア | 投資証券 | CHARTER HALL GROUP | 182,000 | 591.70 | 107,690,899 | 589.99 | 107,378,963 | 2.05 |
| 日本 | 投資証券 | 日本プロロジスリート投資法人 | 444 | 217,125.54 | 96,403,744 | 224,900 | 99,855,600 | 1.90 |
| シンガポール | 投資証券 | CDL HOSPITALITY TRUSTS | 737,000 | 129.69 | 95,586,081 | 131.98 | 97,273,608 | 1.85 |
| 日本 | 投資証券 | ケネディクス商業リート投資法人 | 390 | 243,800 | 95,082,000 | 243,300 | 94,887,000 | 1.81 |

□ 種類別の投資比率

2018年 9月28日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 投資証券 | 94.71 |
| 合計 | 94.71 |

投資不動産物件

Jリート・アジアミックス・マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

Jリート・アジアミックス・マザーファンド

該当事項はありません。

参考情報

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
*委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



*分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

*分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した値額です。

分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|---------|--------|
| 2018年9月 | 814円 |
| 2018年3月 | 235円 |
| 2017年9月 | 225円 |
| 2017年3月 | 412円 |
| 2016年9月 | 0円 |
| 設定来累計 | 2,428円 |

*分配金は1万口当たり、税引前です。
*直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

Jリート・アジアミックス・オープン(年2回決算型)

資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---------------------|------|--------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 100.02 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | △0.02 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|------|---------------|--------------------------|--------|
| 日本 | 親投資信託 受益証券 | Jリート・アジアミックス・ マザーファンド | 100.02 |

Jリート・アジアミックス・マザーファンド

資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---------------------|---------|--------|
| 投資証券 | 日本 | 50.52 |
| | オーストラリア | 17.65 |
| | シンガポール | 17.06 |
| | 香港 | 8.70 |
| | タイ | 0.69 |
| | マレーシア | 0.09 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 5.29 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

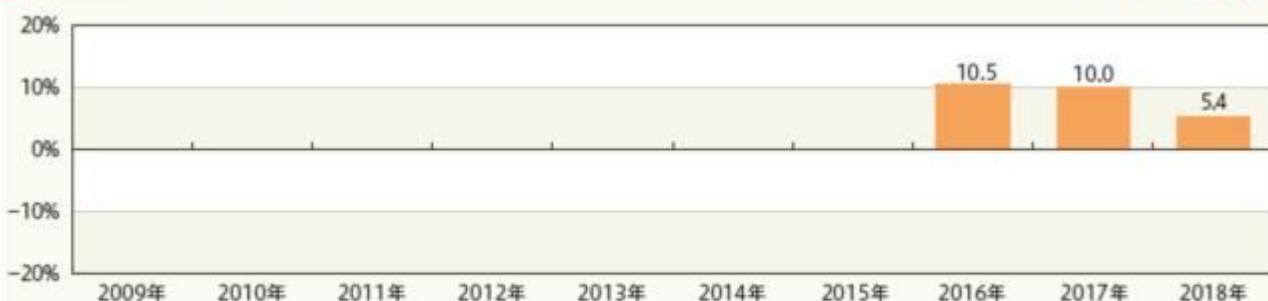
主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---------|------|---------------------------------------|-------|
| 香港 | 投資証券 | LINK REIT | 8.70 |
| オーストラリア | 投資証券 | GOODMAN GROUP | 5.34 |
| オーストラリア | 投資証券 | SCENTRE GROUP | 4.09 |
| 日本 | 投資証券 | ケネディクス・オフィス投資法人 | 3.83 |
| シンガポール | 投資証券 | ASCENDAS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST | 3.59 |
| 日本 | 投資証券 | ジャパンリアルエステイト投資法人 | 3.58 |
| 日本 | 投資証券 | 日本ビルファンド投資法人 | 3.56 |
| 日本 | 投資証券 | 日本リテールファンド投資法人 | 3.41 |
| シンガポール | 投資証券 | KEPPEL REIT | 3.19 |
| シンガポール | 投資証券 | MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST | 2.92 |

*比率は、当ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

*「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間收益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの收益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの收益率は実際の投資家利回りとは異なります。
※2016年のファンドの收益率は、ファンドの設定日(2016年1月29日)から年末までの騰落率を表示しています。
※2018年のファンドの收益率は、年初から2018年9月28日までの騰落率を表示しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込を行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として、午後3時までに取得申込が行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込を取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(二) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がシンガポール、オーストラリアの取引所またはシンガポール、メルボルンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込はできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.7%（税抜き2.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

二 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | 電話番号 | インターネット・ホームページ・アドレス |
|--------------------|--------------|---|
| 三井住友アセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | http://www.smam-jp.com |

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、シンガポール、オーストラリアの取引所またはシンガポール、メルボルンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、解約請求の受け付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価

評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

□ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「Jアジア年2」として掲載されます。委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | 電話番号 | インターネット・ホームページ・アドレス |
|--------------------|--------------|---|
| 三井住友アセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | http://www.smam-jp.com |

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2016年1月29日から2028年9月19日まで、もしくは下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年3月18日から9月17日まで、および9月18日から翌年3月17日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- c . 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（口）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（二）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b . 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c . 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

□ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a . 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b . 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（口）償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

八 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知り得る受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知り得る受益者が議決権を行使しないときは、当該知り得る受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3カ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.smam-jp.com>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられま

す。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。
受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

二 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期(平成30年3月20日から平成30年9月18日まで)の財務諸表について、有限責任あづさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【Jリート・アジアミックス・オープン（年2回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5期 (平成30年 3月19日現在) | 第6期 (平成30年 9月18日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 10,709 | - |
| コール・ローン | - | 14,562 |
| 親投資信託受益証券 | 68,407,887 | 67,535,464 |
| 未収入金 | 992,620 | - |
| 流動資産合計 | 69,411,216 | 67,550,026 |
| 資産合計 | 69,411,216 | 67,550,026 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 1,557,284 | 5,043,853 |
| 未払解約金 | 992,620 | - |
| 未払受託者報酬 | 24,152 | 22,172 |
| 未払委託者報酬 | 563,439 | 517,180 |
| その他未払費用 | 2,753 | 2,522 |
| 流動負債合計 | 3,140,248 | 5,585,727 |
| 負債合計 | 3,140,248 | 5,585,727 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 66,267,417 | 61,963,804 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 3,551 | 495 |
| 元本等合計 | 66,270,968 | 61,964,299 |
| 純資産合計 | 66,270,968 | 61,964,299 |
| 負債純資産合計 | 69,411,216 | 67,550,026 |

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位 : 円)

| | 第5期 自 平成29年 9月20日 至 平成30年 3月19日 | 第6期 自 平成30年 3月20日 至 平成30年 9月18日 |
|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 2,597,007 | 5,778,340 |
| 営業収益合計 | <u>2,597,007</u> | <u>5,778,340</u> |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 6 | 8 |
| 受託者報酬 | 24,152 | 22,172 |
| 委託者報酬 | 563,439 | 517,180 |
| その他費用 | 2,753 | 2,558 |
| 営業費用合計 | <u>590,350</u> | <u>541,918</u> |
| 営業利益又は営業損失() | 2,006,657 | 5,236,422 |
| 経常利益又は経常損失() | 2,006,657 | 5,236,422 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 2,006,657 | 5,236,422 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 826,365 | 576,682 |
| 期首剩余金又は期首次損金() | 8,016 | 3,551 |
| 剩余金増加額又は欠損金減少額 | 400,013 | 424,717 |
| 当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額 | 400,013 | 424,717 |
| 剩余金減少額又は欠損金増加額 | 27,486 | 43,660 |
| 当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額 | 27,486 | 43,660 |
| 当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | 1,557,284 | 5,043,853 |
| 期末剩余金又は期末欠損金() | <u>3,551</u> | <u>495</u> |

(3) 【注記表】
(重要な会計方針の注記)

| 項 目 | 第6期 自 平成30年 3月20日 至 平成30年 9月18日 |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p> |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、平成30年 3月20日から平成30年9月18日までとなっております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 項 目 | 第5期 (平成30年 3月19日現在) | 第6期 (平成30年 9月18日現在) |
|---------------------------|------------------------|------------------------|
| 1. 当計算期間の末日に おける受益権の総数 | 66,267,417口 | 61,963,804口 |
| 2. 1単位当たり純資産の 額 | 1口当たり純資産額 (10,000円) | 1口当たり純資産額 (10,000円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第5期 自 平成29年 9月20日 至 平成30年 3月19日 | 第6期 自 平成30年 3月20日 至 平成30年 9月18日 |
|----------|---|--|
| 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(908,908円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(271,384円)、収益調整金(370,428円)、および分配準備積立金(10,115円)より、分配対象収益は1,560,835円(1万口当たり235.52円)であり、うち1,557,284円(1万口当たり235円)を分配金額としてあります。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,142,775円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(3,516,965円)、収益調整金(382,272円)、および分配準備積立金(2,336円)より、分配対象収益は5,044,348円(1万口当たり814.06円)であり、うち5,043,853円(1万口当たり814円)を分配金額としてあります。 |

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第6期 自 平成30年 3月20日 至 平成30年 9月18日 |
|------------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としてあります。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | (1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れてあります。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としてあります。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 |

| 項目 | 第6期 自 平成30年 3月20日 至 平成30年 9月18日 |
|----------------------------|--|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループには正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p> |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的な理由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

. 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第6期 (平成30年 9月18日現在) |
|--------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第5期（自 平成29年 9月20日 至 平成30年 3月19日）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 親投資信託受益証券 | 1,687,443円 |
| 合計 | 1,687,443円 |

第6期（自 平成30年 3月20日 至 平成30年 9月18日）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 親投資信託受益証券 | 5,245,907円 |
| 合計 | 5,245,907円 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

| |
|---|
| 第6期 自 平成30年 3月20日 至 平成30年 9月18日 |
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

(その他の注記)

| 項目 | 第5期 (平成30年 3月19日現在) | 第6期 (平成30年 9月18日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 期首元本額 | 79,878,384円 | 66,267,417円 |
| 期中追加設定元本額 | 12,533,309円 | 12,664,901円 |
| 期中一部解約元本額 | 26,144,276円 | 16,968,514円 |

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|----------------------|------------|------------|----|
| 親投資信託受益証券 | Ｊリート・アジアミックス・マザーファンド | 40,893,409 | 67,535,464 | |
| | 合計 | 40,893,409 | 67,535,464 | |

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

Ｊリート・アジアミックス・オープン（年2回決算型）は、「Ｊリート・アジアミックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

Ｊリート・アジアミックス・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(平成30年 3月19日現在) (平成30年 9月18日現在)

資産の部

流動資産

| | | |
|---------|---------------|---------------|
| 預金 | 49,986,786 | 39,043,380 |
| 金銭信託 | 43,627,539 | - |
| コール・ローン | - | 185,460,037 |
| 投資証券 | 3,215,429,456 | 4,698,177,888 |
| 未収入金 | 48,027,201 | 38,576,289 |
| 未収配当金 | 14,826,326 | 29,032,313 |
| 流動資産合計 | 3,371,897,308 | 4,990,289,907 |
| 資産合計 | 3,371,897,308 | 4,990,289,907 |

負債の部

流動負債

| | | |
|----------|------------|------------|
| 派生商品評価勘定 | - | 76,260 |
| 未払金 | 66,464,322 | 70,296,628 |
| 未払解約金 | 2,047,118 | - |
| 未払利息 | - | 523 |
| その他未払費用 | 1,608 | - |
| 流動負債合計 | 68,513,048 | 70,373,411 |

負債合計

純資産の部

元本等

| | | |
|-----|---------------|---------------|
| 元本 | 2,179,226,104 | 2,979,091,198 |
| 剰余金 | 1,124,158,156 | 1,940,825,298 |

| | (平成30年 3月19日現在) | (平成30年 9月18日現在) |
|---------|-------------------|-------------------|
| 元本等合計 | 3,303,384,260 | 4,919,916,496 |
| 純資産合計 | 3,303,384,260 | 4,919,916,496 |
| 負債純資産合計 | 3,371,897,308 | 4,990,289,907 |

注記表

(重要な会計方針の注記)

| 項 目 | 自 平成30年 3月20日 至 平成30年 9月18日 |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な理由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p> |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当額または予想配当額を計上しております。なお、配当額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。 |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項 目 | (平成30年 3月19日現在) | (平成30年 9月18日現在) |
|---------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 1. 当計算期間の末日に おける受益権の総数 | 2,179,226,104口 | 2,979,091,198口 |
| 2. 1単位当たり純資産の 額 | 1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額) | 1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額) |

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

| | |
|------------------------|---|
| 項目 | <p style="text-align: center;">自 平成30年 3月20日 至 平成30年 9月18日</p> |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | <p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れてあります。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループには是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| 項目 | 自 平成30年 3月20日 至 平成30年 9月18日 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的な理由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

. 金融商品の時価等に関する事項

| | |
|--------------------|--|
| 項目 | (平成30年 9月18日現在) |
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成30年 3月19日現在）

該当事項はありません。

（平成30年 9月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

| 区分 | 種類 | 契約額等 | 時価 | | 評価損益 |
|-----------|----------|------------|-------|------------|--------|
| | | | うち1年超 | - | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 買建 | 45,856,260 | - | 45,780,000 | 76,260 |
| | 香港ドル | 21,398,760 | - | 21,375,000 | 23,760 |
| | シンガポールドル | 24,457,500 | - | 24,405,000 | 52,500 |
| 合計 | | 45,856,260 | - | 45,780,000 | 76,260 |

（注）1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の對顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

| |
|---|
| 自 平成30年 3月20日 至 平成30年 9月18日 |
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

(その他の注記)

| (平成30年 3月19日現在) | |
|---------------------------|----------------|
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 1,530,600,511円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 833,078,513円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 184,452,920円 |
| 平成30年 3月19日現在における元本の内訳 | |
| Jリート・アジアミックス・オープン（毎月決算型） | 1,906,345,349円 |
| Jリート・アジアミックス・オープン（資産成長型） | 227,753,842円 |
| Jリート・アジアミックス・オープン（年2回決算型） | 45,126,913円 |
| 合計 | 2,179,226,104円 |

| (平成30年 9月18日現在) | |
|---------------------------|----------------|
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 2,179,226,104円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 1,189,231,213円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 389,366,119円 |
| 平成30年 9月18日現在における元本の内訳 | |
| Jリート・アジアミックス・オープン（毎月決算型） | 2,666,219,162円 |
| Jリート・アジアミックス・オープン（資産成長型） | 271,978,627円 |
| Jリート・アジアミックス・オープン（年2回決算型） | 40,893,409円 |
| 合計 | 2,979,091,198円 |

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------|--------------------|-------------------------|---------------|-------------|----|
| 投資証券 | 日本円 | アドバンス・レジデンス投資法人 | 416 | 118,726,400 | |
| | | ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 | 680 | 118,660,000 | |
| | | アクティビア・プロパティーズ投資法人 | 271 | 134,009,500 | |
| | | G L P 投資法人 | 1,179 | 129,572,100 | |
| | | 日本プロロジスリート投資法人 | 424 | 92,008,000 | |
| | | 積水ハウス・リート投資法人 | 2,049 | 146,708,400 | |
| | | ケネディクス商業リート投資法人 | 390 | 95,082,000 | |
| | | 野村不動産マスターファンド投資法人 | 829 | 126,837,000 | |
| | | 日本ビルファンド投資法人 | 310 | 199,950,000 | |
| | | ジャパンリアルエステイト投資法人 | 247 | 144,742,000 | |
| | | 日本リテールファンド投資法人 | 859 | 177,211,700 | |
| | | 日本プライムリアルティ投資法人 | 298 | 120,690,000 | |
| | | プレミア投資法人 | 745 | 86,271,000 | |
| | | グローバル・ワン不動産投資法人 | 1,245 | 144,420,000 | |
| | | ケネディクス・オフィス投資法人 | 277 | 196,116,000 | |
| | | 大和証券オフィス投資法人 | 154 | 105,182,000 | |
| | | 大和ハウスクリート投資法人 | 487 | 123,698,000 | |
| | | ジャパン・ホテル・リート投資法人 | 1,297 | 108,688,600 | |
| | | 日本賃貸住宅投資法人 | 1,416 | 127,581,600 | |
| 日本円 小計 | | 13,573 | 2,496,154,300 | | |
| オーストラリアドル | CHARTER HALL GROUP | 177,000 | 1,279,710.00 | | |
| | DEXUS | 113,100 | 1,226,004.00 | | |
| | GOODMAN GROUP | 315,500 | 3,401,090.00 | | |
| | RURAL FUNDS GROUP | 374,100 | 815,538.00 | | |
| | SCENTRE GROUP | 656,000 | 2,728,960.00 | | |
| | VICINITY CENTRES | 665,000 | 1,815,450.00 | | |
| オーストラリアドル 小計 | | 2,300,700 | 11,266,752.00 | | |
| | | | (902,466,835) | | |
| 香港ドル | LINK REIT | 393,000 | 29,789,400.00 | | |

| | | | | |
|---------------|---------------------------------------|-----------|----------------------------------|--|
| 香港ドル 小計 | | 393,000 | 29,789,400.00 (424,796,844) | |
| シンガポールドル | ASCENDAS INDIA TRUST | 125,000 | 138,750.00 | |
| | ASCENDAS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST | 835,312 | 2,171,811.20 | |
| | CDL HOSPITALITY TRUSTS | 697,000 | 1,087,320.00 | |
| | KEPPEL DC REIT | 440,000 | 589,600.00 | |
| | KEPPEL REIT | 1,632,000 | 1,925,760.00 | |
| | MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST | 904,000 | 1,808,000.00 | |
| | MAPLETREE NORTH ASIA COMMERCIAL TRUST | 1,117,000 | 1,273,380.00 | |
| | SUNTEC REIT | 700,000 | 1,302,000.00 | |
| シンガポールドル 小計 | | 6,450,312 | 10,296,621.20 (837,836,067) | |
| マレーシアリンギット | SUNWAY REAL ESTATE INVESTMENT TRUST | 100,000 | 171,000.00 | |
| マレーシアリンギット 小計 | | 100,000 | 171,000.00 (4,611,870) | |
| タイバーツ | CPN RETAIL GROWTH LEASEH-FOR | 126,000 | 3,402,000.00 | |
| | IMPACT GROWTH REIT-FOREIGN | 133,000 | 2,553,600.00 | |
| | TICON FREEHOLD & LEASEHOLD-F | 284,000 | 3,464,800.00 | |
| タイバーツ 小計 | | 543,000 | 9,420,400.00 (32,311,972) | |
| 合計 | | | 4,698,177,888 (2,202,023,588) | |

（注）金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

| 通貨 | 銘柄数 | 組入投資証券 時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|------------|----------|-------------|------------|
| オーストラリアドル | 投資証券 6銘柄 | 18.3% | 41.0% |
| 香港ドル | 投資証券 1銘柄 | 8.6% | 19.3% |
| シンガポールドル | 投資証券 8銘柄 | 17.0% | 38.0% |
| マレーシアリンギット | 投資証券 1銘柄 | 0.1% | 0.2% |
| タイバーツ | 投資証券 3銘柄 | 0.7% | 1.5% |

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

リート・アジアミックス・オープン（年2回決算型）

2018年 9月28日現在

| | |
|----------------|-------------|
| 資産総額 | 64,777,007円 |
| 負債総額 | 27,426円 |
| 純資産総額（ - ） | 64,749,581円 |
| 発行済口数 | 63,963,445口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.0123円 |
| (1万口当たり純資産額) | (10,123円) |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

二 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

2018年11月1日現在

| | |
|--------------|-------------|
| 資本金の額 | 2,000百万円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 60,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 17,640,000株 |

□ 最近5年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってを行い、累積投票によらないものとします。

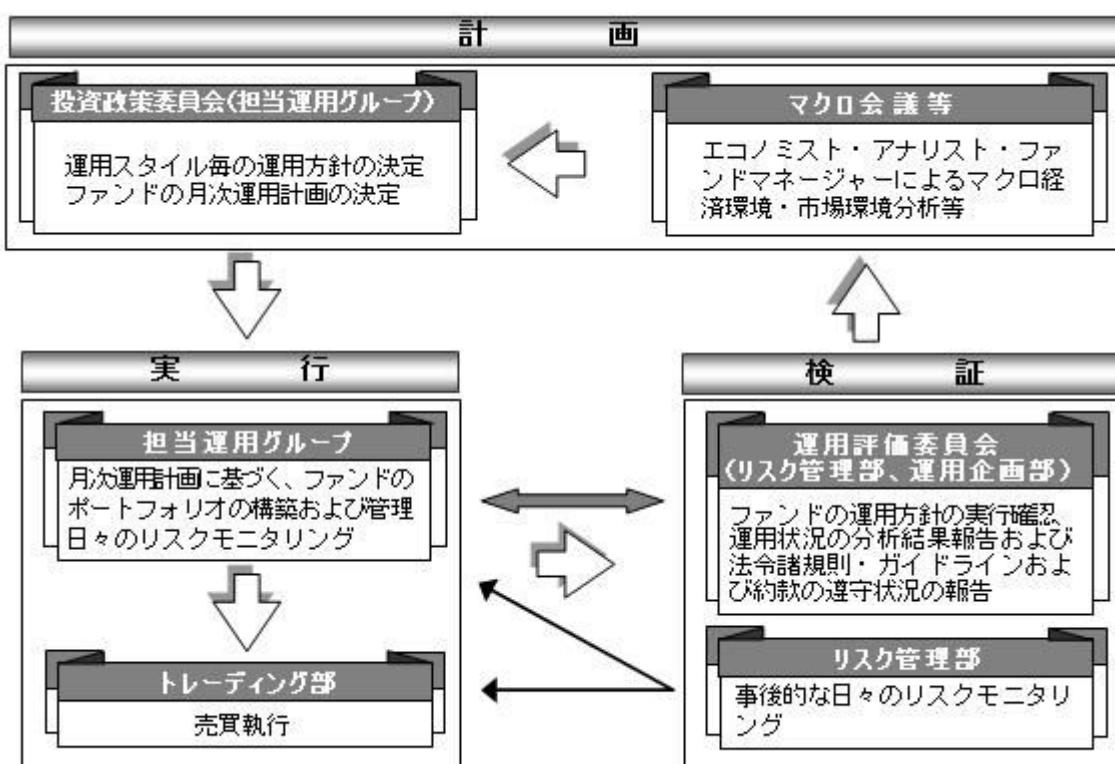
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

二 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2018年9月28日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

(2018年9月28日現在)

| | | 本数(本) | 純資産総額(百万円) |
|---------|-----|---------------|---------------------------|
| 株式投資信託 | 単位型 | 91 (46) | 395,495 (319,724) |
| | 追加型 | 459 (196) | 6,022,773 (2,803,845) |
| | 計 | 550 (242) | 6,418,268 (3,123,569) |
| 公社債投資信託 | 単位型 | 111 (111) | 309,576 (309,576) |
| | 追加型 | 1 (0) | 30,175 (0) |
| | 計 | 112 (111) | 339,752 (309,576) |
| 合計 | | 662 (353) | 6,758,020 (3,433,145) |

() 内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3 【委託会社等の経理状況】

- 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 当社は、当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

| | (単位：千円) | |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 13,279,384 | 20,873,870 |
| 顧客分別金信託 | 20,008 | 20,010 |
| 前払費用 | 351,526 | 402,249 |
| 未収入金 | 40,544 | 39,030 |
| 未収委託者報酬 | 5,511,715 | 6,332,203 |
| 未収運用受託報酬 | 1,297,104 | 1,725,215 |
| 未収投資助言報酬 | 343,523 | 316,407 |

| | | |
|------------|------------|------------|
| 未収収益 | 20,789 | 50,321 |
| 繰延税金資産 | 482,535 | 715,988 |
| その他の流動資産 | 5,560 | 10,891 |
| 流動資産合計 | 21,352,691 | 30,486,188 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | |
| 建物 | 198,767 | 185,371 |
| 器具備品 | 261,096 | 300,694 |
| 有形固定資産合計 | 459,864 | 486,065 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 493,806 | 409,765 |
| ソフトウェア仮勘定 | 141,025 | 5,755 |
| 電話加入権 | 68 | 56 |
| 商標権 | 3 | - |
| 無形固定資産合計 | 634,903 | 415,576 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 12,098,372 | 10,616,594 |
| 関係会社株式 | 10,412,523 | 10,412,523 |
| 長期差入保証金 | 677,681 | 658,505 |
| 長期前払費用 | 61,282 | 69,423 |
| 会員権 | 7,819 | 7,819 |
| 繰延税金資産 | 871,577 | 678,459 |
| 投資その他の資産合計 | 24,129,257 | 22,443,325 |
| 固定資産合計 | 25,224,025 | 23,344,968 |
| 資産合計 | 46,576,717 | 53,831,157 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 顧客からの預り金 | 304 | 84 |
| その他の預り金 | 80,380 | 92,326 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 655 | 649 |
| 未払償還金 | 140,124 | 137,522 |
| 未払手数料 | 2,424,318 | 2,783,763 |
| その他未払金 | 52,903 | 236,739 |
| 未払費用 | 2,564,625 | 3,433,641 |
| 未払消費税等 | 160,571 | 547,706 |
| 未払法人税等 | 661,467 | 1,785,341 |
| 賞与引当金 | 1,001,068 | 1,507,256 |
| その他の流動負債 | 445 | 1,408 |
| 流動負債合計 | 7,086,864 | 10,526,438 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 3,177,131 | 3,319,830 |
| 賞与引当金 | 40,167 | 99,721 |
| その他の固定負債 | 2,174 | 3,363 |
| 固定負債合計 | 3,219,473 | 3,422,915 |
| 負債合計 | 10,306,337 | 13,949,354 |

純資産の部

| | | |
|---------------------|-------------------|-------------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| 資本剰余金合計 | <u>8,628,984</u> | <u>8,628,984</u> |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 284,245 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | 60,000 | 60,000 |
| 別途積立金 | 1,476,959 | 1,476,959 |
| 繰越利益剰余金 | 23,493,074 | 26,561,078 |
| 利益剰余金合計 | <u>25,314,279</u> | <u>28,382,283</u> |
| 株主資本計 | <u>35,943,263</u> | <u>39,011,267</u> |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 327,116 | 870,535 |
| 評価・換算差額等合計 | <u>327,116</u> | <u>870,535</u> |
| 純資産合計 | <u>36,270,379</u> | <u>39,881,802</u> |
| 負債・純資産合計 | <u>46,576,717</u> | <u>53,831,157</u> |

(2) 【損益計算書】

| | (単位：千円) | |
|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | 前事業年度 | |
| | (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 31,628,014 | 36,538,981 |
| 運用受託報酬 | 5,649,190 | 8,362,118 |
| 投資助言報酬 | 1,726,511 | 1,440,233 |
| その他営業収益 | | |
| 情報提供コンサルタント | | |
| 業務報酬 | 5,000 | 5,000 |
| サービス支援手数料 | 61,268 | 128,324 |
| その他 | 54,261 | 55,820 |
| 営業収益計 | <u>39,124,246</u> | <u>46,530,479</u> |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 14,908,517 | 16,961,384 |
| 広告宣伝費 | 366,227 | 353,971 |
| 公告費 | 1,140 | 1,140 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 1,325,978 | 1,654,233 |
| 委託調査費 | 4,343,104 | 5,972,473 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 46,030 | 40,066 |
| 印刷費 | 338,254 | 339,048 |
| 協会費 | 21,669 | - |
| 諸会費 | 20,054 | 45,465 |
| 情報機器関連費 | 2,516,497 | 2,582,734 |
| 販売促進費 | 24,896 | 34,333 |
| その他 | 149,177 | 136,669 |
| 営業費用合計 | <u>24,061,549</u> | <u>28,121,520</u> |

一般管理費

給料

| | | | |
|-----------------|---|-------------------|-------------------|
| 役員報酬 | | 225,885 | 196,529 |
| 給料・手当 | | 6,121,741 | 6,190,716 |
| 賞与 | | 610,533 | 601,375 |
| 賞与引当金繰入額 | | 989,925 | 1,566,810 |
| 交際費 | | 23,136 | 25,709 |
| 事務委託費 | | 317,928 | 256,413 |
| 旅費交通費 | | 229,248 | 220,569 |
| 租税公課 | | 268,527 | 282,036 |
| 不動産賃借料 | | 622,662 | 654,286 |
| 退職給付費用 | | 423,954 | 419,884 |
| 固定資産減価償却費 | | 384,068 | 329,756 |
| 諸経費 | | 335,840 | 285,490 |
| 一般管理費合計 | | 10,553,451 | 11,029,580 |
| 営業利益 | | 4,509,246 | 7,379,378 |
| 営業外収益 | | | |
| 受取配当金 | 1 | 106,651 | 51,335 |
| 受取利息 | 1 | 745 | 520 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 1,721 | 2,622 |
| 原稿・講演料 | | 1,474 | 894 |
| 雑収入 | | 12,592 | 10,669 |
| 営業外収益合計 | | 123,184 | 66,042 |
| 営業外費用 | | | |
| 為替差損 | | 9,737 | 5,125 |
| 雑損失 | | 1,084 | 913 |
| 営業外費用合計 | | 10,821 | 6,038 |
| 経常利益 | | 4,621,608 | 7,439,383 |
| 特別利益 | | | |
| 投資有価証券償還益 | | 353,462 | 61,842 |
| 投資有価証券売却益 | | 2,579 | 30,980 |
| 特別利益合計 | | 356,041 | 92,822 |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | 2 | 8,157 | 354,695 |
| 投資有価証券償還損 | | 43,644 | 141,666 |
| 投資有価証券売却損 | | 15,012 | 9,634 |
| ゴルフ会員権売却損 | | 3,894 | - |
| 事務所移転費用 | | 21,175 | - |
| 特別損失合計 | | 91,884 | 505,996 |
| 税引前当期純利益 | | 4,885,765 | 7,026,209 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,391,996 | 2,350,891 |
| 法人税等調整額 | | 25,454 | 280,166 |
| 法人税等合計 | | 1,366,541 | 2,070,725 |
| 当期純利益 | | 3,519,223 | 4,955,483 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

| | |
|--|------|
| | 株主資本 |
|--|------|

| 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | 株主資本合計 | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|--------|-----------|------------|------------|------------|
| | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | 配当準備積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 8,628,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 21,984,811 | 23,806,015 | 34,434,999 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 2,010,960 | 2,010,960 | 2,010,960 |
| 当期純利益 | | | | | | | 3,519,223 | 3,519,223 | 3,519,223 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 1,508,263 | 1,508,263 | 1,508,263 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 8,628,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 23,493,074 | 25,314,279 | 35,943,263 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差 額等合計 | |
| 当期首残高 | 517,775 | 517,775 | 34,952,774 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 2,010,960 |
| 当期純利益 | | | 3,519,223 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 190,658 | 190,658 | 190,658 |
| 当期変動額合計 | 190,658 | 190,658 | 1,317,604 |
| 当期末残高 | 327,116 | 327,116 | 36,270,379 |

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|--------|-----------|------------|------------|------------|--|--|
| | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | 利益剰余金合計 | | | |
| | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 | | | | |
| 配当準備積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | | | | | | |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 8,628,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 23,493,074 | 25,314,279 | 35,943,263 | | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 1,887,480 | 1,887,480 | 1,887,480 | | |
| 当期純利益 | | | | | | | 4,955,483 | 4,955,483 | 4,955,483 | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 3,068,003 | 3,068,003 | 3,068,003 | | |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 8,628,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 26,561,078 | 28,382,283 | 39,011,267 | | |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|--------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差 額等合計 | |
| 当期首残高 | 327,116 | 327,116 | 36,270,379 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 1,887,480 |

| | | | |
|-------------------------|---------|---------|------------|
| 当期純利益 | | | 4,955,483 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 543,419 | 543,419 | 543,419 |
| 当期変動額合計 | 543,419 | 543,419 | 3,611,423 |
| 当期末残高 | 870,535 | 870,535 | 39,881,802 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3 ~ 50年

器具備品 3 ~ 20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 291,976千円 | 312,784千円 |
| 器具備品 | 651,918千円 | 768,929千円 |

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 当座借越極度額の総額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |
| 借入実行残高 | -千円 | -千円 |
| 差引額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|--|-----------------------|-----------------------|
| Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc. | 256,031千円 | 204,923千円 |

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
|-------|--|--|
| 受取配当金 | 106,640千円 | -千円 |
| 受取利息 | 18千円 | -千円 |

2 固定資産除却損

| | 前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 建物 | 6,952千円 | -千円 |
| 器具備品 | 1,204千円 | 0千円 |
| ソフトウェア | -千円 | 9,000千円 |
| ソフトウェア仮勘定 | -千円 | 345,695千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式 | 17,640株 | - | - | 17,640株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成28年 6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,010,960 | 114,000 | 平成28年 3月31日 | 平成28年 6月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成29年 6月27日開催の第32回定時株主総会において次の通り付議いたします。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成29年 6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,887,480 | 107,000 | 平成29年 3月31日 | 平成29年 6月28日 |

当事業年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式 | 17,640株 | - | - | 17,640株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成29年 6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,887,480 | 107,000 | 平成29年 3月31日 | 平成29年 6月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成30年 6月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成30年 6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 2,822,400 | 160,000 | 平成30年 3月31日 | 平成30年 6月27日 |

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成29年 3月31日) | 当事業年度 (平成30年 3月31日) |
|------|------------------------|------------------------|
| 1年以内 | 626,698 | 208,187 |
| 1年超 | 191,491 | 42,916 |
| 合計 | 818,190 | 251,104 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短

期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------|------------|------------|----|
| (1)現金及び預金 | 13,279,384 | 13,279,384 | - |
| (2)顧客分別金信託 | 20,008 | 20,008 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 5,511,715 | 5,511,715 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 1,297,104 | 1,297,104 | - |
| (5)未収投資助言報酬 | 343,523 | 343,523 | - |
| (6)投資有価証券 その他有価証券 | 12,098,074 | 12,098,074 | - |
| (7)長期差入保証金 | 677,681 | 677,681 | - |
| 資産計 | 33,227,492 | 33,227,492 | - |

| | | | |
|-------------|-----------|-----------|---|
| (1)顧客からの預り金 | 304 | 304 | - |
| (2)未払手数料 | 2,424,318 | 2,424,318 | - |
| 負債計 | 2,424,622 | 2,424,622 | - |

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|------------|------------|----|
| (1)現金及び預金 | 20,873,870 | 20,873,870 | - |
| (2)顧客分別金信託 | 20,010 | 20,010 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 6,332,203 | 6,332,203 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 1,725,215 | 1,725,215 | - |
| (5)未収投資助言報酬 | 316,407 | 316,407 | - |
| (6)投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 10,616,296 | 10,616,296 | - |
| (7)長期差入保証金 | 658,505 | 658,505 | - |
| 資産計 | 40,542,507 | 40,542,507 | - |
| (1)顧客からの預り金 | 84 | 84 | - |
| (2)未払手数料 | 2,783,763 | 2,783,763 | - |
| 負債計 | 2,783,847 | 2,783,847 | - |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によってあります。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| その他有価証券 | | |
| 非上場株式 | 298 | 298 |
| 合計 | 298 | 298 |
| 子会社株式及び関連会社株式 | | |
| 非上場株式 | 10,412,523 | 10,412,523 |
| 合計 | 10,412,523 | 10,412,523 |

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成29年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------|------------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 13,279,384 | - | - | - |
| 顧客分別金信託 | 20,008 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 5,511,715 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,297,104 | - | - | - |
| 未収投資助言報酬 | 343,523 | - | - | - |
| 長期差入保証金 | 31,201 | 646,480 | - | - |
| 合計 | 20,482,937 | 646,480 | - | - |

当事業年度(平成30年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------|------------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 20,873,870 | - | - | - |
| 顧客分別金信託 | 20,010 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 6,332,203 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,725,215 | - | - | - |
| 未収投資助言報酬 | 316,407 | - | - | - |
| 長期差入保証金 | 602,360 | 56,144 | - | - |
| 合計 | 29,870,067 | 56,144 | - | - |

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度(平成29年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------------------|------------|------------|---------|
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等 | 4,921,829 | 4,267,927 | 653,902 |
| 小計 | 4,921,829 | 4,267,927 | 653,902 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等 | 7,176,244 | 7,358,662 | 182,417 |
| 小計 | 7,176,244 | 7,358,662 | 182,417 |
| 合計 | 12,098,074 | 11,626,589 | 471,485 |

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|-------------------------|------------|-----------|-----------|
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 投資信託等 | 7,366,669 | 6,046,232 | 1,320,437 |
| 小計 | 7,366,669 | 6,046,232 | 1,320,437 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 投資信託等 | 3,249,626 | 3,315,328 | 65,701 |
| 小計 | 3,249,626 | 3,315,328 | 65,701 |
| 合計 | 10,616,296 | 9,361,560 | 1,254,735 |

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|---------|---------|
| 228,204 | 2,579 | 15,012 |

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|---------|---------|
| 532,099 | 30,980 | 9,634 |

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 退職給付債務の期首残高 | 3,028,212 | 3,177,131 |
| 勤務費用 | 280,524 | 285,715 |
| 利息費用 | - | 2,922 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 15,494 | 51,212 |
| 退職給付の支払額 | 116,111 | 94,727 |
| 退職給付債務の期末残高 | 3,177,131 | 3,319,830 |

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,177,131 | 3,319,830 |
| 未認識数理計算上の差異 | - | - |
| 未認識過去勤務費用 | - | - |
| 退職給付引当金 | 3,177,131 | 3,319,830 |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 勤務費用 | 280,524 | 285,715 |
| 利息費用 | - | 2,922 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 15,494 | 51,212 |
| その他 | 158,924 | 182,458 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 423,954 | 419,884 |

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

| | 前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
|-----|--|--|
| 割引率 | 0.092% | 0.000% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度137,310千円、当事業年度147,195千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | (単位:千円) | |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
| 流動の部 | | |
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 308,929 | 461,521 |
| 調査費 | 79,381 | 90,509 |
| 未払金 | 45,745 | 59,821 |
| 未払事業税 | 46,406 | 102,103 |
| その他 | 2,071 | 2,032 |
| 繰延税金資産合計 | 482,535 | 715,988 |

固定の部

繰延税金資産

| | | |
|-----------------|------------------|------------------|
| 退職給付引当金 | 972,837 | 1,016,532 |
| ソフトウェア償却 | 18,718 | 11,289 |
| 賞与引当金 | 12,299 | 30,534 |
| 投資有価証券評価損 | 95 | 95 |
| その他 | 14,592 | 6,805 |
| 繰延税金資産小計 | 1,018,544 | 1,065,256 |
| 評価性引当額 | 2,597 | 2,597 |
| 繰延税金資産合計 | 1,015,946 | 1,062,659 |

繰延税金負債

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | 144,368 | 384,200 |
| 繰延税金負債合計 | 144,368 | 384,200 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,354,113 | 1,394,447 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 30.8% | 30.8% |
| (調整) | | |
| 評価性引当額の増減 | 0.1 | - |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.2 | 0.2 |
| 受取配当等永久に益金に算入されない項目 | 0.8 | - |
| 住民税均等割等 | 0.1 | 0.1 |
| 所得税額控除による税額控除 | 2.2 | 1.9 |
| その他 | 0.0 | 0.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 27.9 | 29.4 |

(セグメント情報等)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|------------|------------|-----------|-----------|---------|------------|
| 外部顧客への営業収益 | 31,628,014 | 5,649,190 | 1,726,511 | 120,529 | 39,124,246 |

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|------------|------------|-----------|-----------|---------|------------|
| 外部顧客への営業収益 | 36,538,981 | 8,362,118 | 1,440,233 | 189,145 | 46,530,479 |

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|--|-----------|--------------------|-----------|--------------------|------------------|--------|---------|----|------|
| 子会社 | SumitomoMitsui AssetManagement (HongKong)Limited | Hong Kong | 5,000,000 (ホンコンドル) | 投資運用業 | % (所有) 直接100 | 投信の助言業務 役員の兼任 | 剩余金の配当 | 106,640 | - | - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
受取配当金については、剩余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

(2)兄弟会社等

(単位:千円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------|-------------|---------|---------------|-----------|----------------|----------------------|---------|-----------|-------|---------|
| 親会社の子会社 | 株三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | % - | 投信の販売 委託 役員の兼任 | 委託販売手数料 | 2,737,677 | 未払手数料 | 489,567 |
| 親会社の子会社 | SMBC日興証券(株) | 東京都千代田区 | 10,000,000 | 証券業 | % - | 投信の販売 委託 | 委託販売手数料 | 5,485,934 | 未払手数料 | 862,697 |

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。
 3. 株三井住友銀行の属性が、平成28年7月29日付けで、「その他の関係会社」より「親会社」、平成28年10月1日付けで「親会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。なお、取引金額の中には、「その他の関係会社」及び「親会社」であった期間の取引金額が含まれております。
 4. SMBC日興証券(株)の属性が、平成28年10月1日付けで、「その他の関係会社の子会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。
 なお、取引金額の中には、「その他の関係会社の子会社」であった期間の取引金額が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------|-------------|---------|---------------|-----------|----------------|----------------------|---------|-----------|-------|---------|
| 親会社の子会社 | 株三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | % - | 投信の販売 委託 役員の兼任 | 委託販売手数料 | 2,761,066 | 未払手数料 | 429,436 |
| 親会社の子会社 | SMBC日興証券(株) | 東京都千代田区 | 10,000,000 | 証券業 | % - | 投信の販売 委託 役員の兼任 | 委託販売手数料 | 5,685,815 | 未払手数料 | 953,752 |

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1)株当たり情報

| | 前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
|--|--|--|
|--|--|--|

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 株当たり純資産額 | 2,056,143.98円 | 2,260,873.18円 |
| 1 株当たり当期純利益金額 | 199,502.47円 | 280,923.11円 |

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日) | 当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日) |
|--------------------|---|---|
| 1 株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益(千円) | 3,519,223 | 4,955,483 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額(千円) | 3,519,223 | 4,955,483 |
| 期中平均株式数(株) | 17,640 | 17,640 |

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項

- (イ) 三井住友アセットマネジメント株式会社は、関係当局の認可等を得ることを前提に、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D S アセットマネジメント株式会社に変更する予定です。
- (ロ) 2018年11月1日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。
- 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- | | |
|-----------|---|
| (イ) 名称 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| (ロ) 資本金の額 | 324,279百万円（2018年3月末現在） |
| (ハ) 事業の内容 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

[参考情報：再信託受託会社の概要]

- | | |
|---------|---|
| ・ 名称 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 |
| ・ 資本金の額 | 10,000百万円（2018年3月末現在） |
| ・ 事業の内容 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

□ 販売会社

| (イ) 名称 | (ロ) 資本金の額 | (ハ) 事業の内容 |
|--------------|-----------|-------------------------------|
| 高木証券株式会社 | 11,069百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社関西アーバン銀行 | 47,039百万円 | 銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。 |

資本金の額は、2018年3月末現在。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

□ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受け付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

| 提出年月日 | 提出書類 |
|-------------|---------|
| 2018年 6月14日 | 有価証券届出書 |
| 2018年 6月14日 | 有価証券報告書 |

独立監査人の監査報告書

平成30年6月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小 澤 陽 一 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 池ヶ谷 正 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年5月11日付で会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主が、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年10月30日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 小澤 陽一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 菅野 雅子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJリート・アジアミックス・オープン（年2回決算型）の平成30年3月20日から平成30年9月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Jリート・アジアミックス・オープン（年2回決算型）の平成30年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L
データは監査の対象には含まれていません。